

平成 29 年（㉔）第 2 号 玄海原発再稼働禁止仮処分命令申立事件

債権者 長谷川 照 外

債務者 九州電力株式会社

補充書面 26

債務者準備書面 5 への反論（放射性物質拡散抑制対策）

2017(平成 29)年 8 月 25 日

佐賀地方裁判所 民事部 御中

債権者ら代理人

弁 護 士 板 井 優

弁 護 士 河 西 龍 太 郎

弁 護 士 東 島 浩 幸

弁 護 士 椛 島 敏 雅

弁 護 士 田 上 普 一

外

第1 はじめに

債権者らは、福島第一原発事故によって放射性物質の拡散による被害を踏まえ、債務者の放射性物質拡散抑制対策のうち、放水砲等による放水やシルトフェンス等による海洋への拡散抑制について、対策として不十分であることを主張した（補充書面13）。

これに対し、債務者は、準備書面5第3の第6項（同書面21頁以下）で審査書を引用して対策が十分であることを主張、疎明するのみである。審査書では、原子力原子力規制委員会での審査の概要が説明されているのみで、現実に対策が実効的に講じられるのかは何ら疎明されない。

そこで、期日で債権者らが放水砲を例にこの点を指摘したところ、債務者は、あわてて、準備書面8を提出し、放水砲についての若干の主張を追加した。

しかし、以上の債務者の主張・疎明では、福島第一原発事故で実際に生じたような放射性物質の放出による災害が万が一にも起こらないと言うことはできない。

したがって、債務者による本件原発の再稼働は債権者らの人格権を侵害する危険性がある。以下、詳述する。

第2 放水による放射性物質の拡散抑制対策についての不備

1 債務者の主張

債務者は、「原子炉格納容器又は燃料取扱棟などに放水するための移動式大容量ポンプ車及び放水砲等の配備」としていると主張する。そして、放水砲により原子炉格納容器頂部から水を噴霧し、放射性プルームに含まれる微粒子状の放射性物質に衝突させ水滴に捕集、水滴とともに落下させることにより、放射性物質の拡散を抑制する、と述べている（以上、債務者準備書面5・21頁以下）。

また、原子炉格納容器の破損箇所が確認できる場合にはその破損箇所に向けて噴射ノズルを調整し、破損箇所が不明な場合には原子炉格納容器頂部に噴射ノズルを調整し噴霧する。放水砲は、本件原子力発電所に2台配備しており、可搬型のため設置場所を任意に設定でき、破損状況に応じて複数の方向からの放水が可能であるということも主張している（以上、債務者準備書面8・3頁以下）。

2 債務者の主張によっても不備が明らかであること

(1) 福島第一原発事故により放出した放射性物質の大半を取り逃がすこと

この点、福島第一原発事故により放出した放射性物質の総量は、2012(平成24)年5月24日時点での報告であるが、希ガス約500ペタベクレル(1ペタベクレル=1000テラベクレル)、ヨウ素131約500ペタベクレル、セシウム134約10ペタベクレル、セシウム137約10ペタベクレル、INES評価¹(ヨウ素換算値)で約900ペタベクレルと膨大な量に上る(甲A54号証)。そして、希ガスについては、上記甲A54号証の表によれば、IRSN(フランス放射線防護原子力安全研究所)の推計では、希ガスの放出量は2000ペタベクレルとされている。また、チェルノブイリ原発事故では、6500ペタベクレルの希ガスが放出されている。

これに対し、債務者が放水砲により拡散を抑制しようとしているのは、「微粒子状の放射性物質」であるから、希ガスはすべて取り逃がすことになる。

したがって、上記対策では、放射性物質の拡散抑制対策として意味を成さないことが明らかであるばかりか、債務者が福島第一原発事故の教訓など考えたこともないことがこの一事からも明らかとなるのである。

(2) 上記対策を講じることができることについての疎明がないこと

債務者は、放水砲により原子炉格納容器頂部から水を噴霧し、放射性プルームに含まれる微粒子状の放射性物質に衝突させると主張するが、そのようなことが可能なかどうかについては疎明がない。

この点、一般に、放射性プルームとは、気体状の放射性物質が大気中を雲のような塊となって流れる現象のことを言うと言われるが、「雲」そのものではない単なる放射性物質の一団であって、においや色が付いているわけではない。

したがって、債務者が一体どのようにして放射性プルームに含まれる微粒子状の放射性物質に衝突させることができるというのか不明と言うほかない。

¹ INES 評価は、他機関との比較のため I-131 と Cs-137 のみを対象として計算されている(甲A54号証の表の注3参照)。

また、債務者は、原子炉格納容器の破損箇所が確認できる場合にはその破損箇所に向けて噴射ノズルを調整し、破損箇所が不明な場合には原子炉格納容器頂部に噴射ノズルを調整し噴霧する、とも主張する。

しかし、結局、格納容器や原子炉建屋の破損箇所を確認してから、噴射ノズルを人力で調整することになるのであるから、すでに放射性プルームが去った後に放水をするような事態となって、やはり対策としては意味がないというべきである。

そもそも、そのような手動式の装置の調整を破損した格納容器に近接した高線量の被ばく環境下で行うというのは、労働安全衛生法令上の問題も生じかねず、現実的でない。

3 以上のとおり、放水による放射性物質の拡散抑制対策ひとつ取っても、債務者の講じる対策に不備があることは明らかである

結局、原子力規制委員会における審査は、申請者である電力会社と規制者である政府の間の儀式に形骸化してしまっているのである。

すなわち、原子力規制委員会は、格納容器破損を想定してそのときも放射性物質の拡散を止める「回答」を電力会社に提出させ、回答に「不可能」と書くわけにはいかない電力会社は、こうすれば成功するという「答案」を提出せざるを得なくなる。審査する原子力規制委員会も、最終的には再稼働に向けて合格としなければならないから、だまされたふりをする。その種の妥協が既存の原発を再稼働させるために至るところで行われたのである。

放水による放射性物質拡散抑制対策は、かかる形骸化した審査がされた結果、机上の空論としての対策がお墨付きを得ている典型事例とみるべきである。

以上